

天理市行政施策貢献学生認定制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天理市の行政施策に貢献した学生を認定することにより、学生の自発的な行政施策貢献活動を促進し、もって市、市民及び学生による協働のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に所属している者。ただし、幼稚園及び義務教育課程にある者は除く。
- (2) 行政施策貢献活動 市が主催若しくは共催する行政施策又は市が後援した各種団体が市内で行う行政施策に資する活動で、授業としてではなく学生が自発的に無償ボランティアとして行うもの。

(認定の申請)

第3条 行政施策貢献活動として認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、天理市行政施策貢献学生認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 天理市行政施策貢献活動報告書（様式第2号）
 - (2) 申請者が所属する学校又は事業を行った各種団体からの天理市行政施策貢献学生認定推薦状（様式第3号）
 - (3) 事業概要、パンフレットなど参加した事業の内容が分かる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、各年度の5月1日から同月末日まで又は11月1日から同月末日までの間に行わなければならない。

(認定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、行政施策貢献活動として認めるときは、申請者に天理市行政施策貢献学生認定書（様式第4号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により認定したときは、行政施策貢献活動として認定した学生（以下「天理市行政施策貢献学生」という。）の所属する学校に天理

市行政施策貢献学生認定通知書（様式第5号）により認定した旨を通知するものとする。ただし、天理市と包括的連携協定を締結している学校においては、この限りでない。

- 3 市長は、天理市行政施策貢献学生を天理市行政施策貢献学生認定台帳（様式第6号。以下「認定台帳」という。）に登載するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による審査の結果、行政施策貢献活動として認定しないことを決定したときは、天理市行政施策貢献学生不認定通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

（認定の取消し）

第5条 市長は、天理市行政施策貢献学生が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
 - (3) 市長が天理市行政施策貢献学生として不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該学生を認定台帳から抹消するとともに、当該学生と所属している学校に対し天理市行政施策貢献学生取消通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認定を取り消された天理市行政施策貢献学生は、速やかに認定書を返還しなければならない。

（認定の取扱い）

第6条 認定者は、「天理市行政施策貢献学生」の名称と認定書を就職活動等において使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を認めない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (3) その他その使用が著しく不相当であるとき。

（認定審査会）

第7条 市長は、第4条第1項に規定する認定及び第5条第1項に規定する認定の取消しを審査するため、天理市行政施策貢献学生認定等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 市長公室長
 - (2) 総合政策課長

- (3) 天理市と包括的連携協定を締結している学校の地域連携担当教員
- (4) 市内に事業所を有する代表者
- 3 審査会に会長を置き、市長公室長をもってこれに充てる。
- 4 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した者がその職務を代理する。
- 6 審査会は会長が招集し、会議の議長となる。
- 7 第2項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 第2項第4号の委員は、再任されることができる。
- 9 その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月5日から施行する。